

「広報よしおか」掲載に係るガイドライン

1 目的

吉岡町（以下「町」という。）は、町民に行政情報や暮らしの情報などを伝え、町内外に町の魅力を発信するため、広報誌「広報よしおか」を発行している。このガイドラインは、各種団体等の情報を「広報よしおか」へ掲載するに当たり、町民の生活及び福祉に資するものを公正に掲載するため定めるものとする。

2 掲載の対象とする事業等

「広報よしおか」は町の施策、主催及び共催して行うイベント、その他町が行う事業を主として掲載するが、各種団体等から次の掲載依頼があり、かつ、広報の紙面が町の掲載記事で埋まっていない場合には、その情報を掲載することができる。

- (1) 国、県、他の市町村等の公共機関が行う事業等及び委託する事業
- (2) 指定管理者による公の施設の運営情報
- (3) 町が後援する事業
- (4) 政治、宗教、営利を目的としない団体等が、町民の福祉増進を目的として行う事業
- (5) 町が深く関わる事業

3 掲載の基準

掲載できる記事は、次の全てに該当するものに限る。ただし、同一団体等からの頻繁な掲載依頼や、回覧で既に周知済み又は周知予定の事項については、掲載を断ることができる。

- (1) 吉岡町民を対象とするもの
- (2) 実施主体及び責任の所在が明瞭なもの
- (3) 営利目的の宣伝、広告活動を目的としないもの
- (4) 政治的又は宗教的目的を有しないもの
- (5) 個人の氏名を広告するものでないもの
- (6) 個人、団体等の主義主張に関するものでないもの
- (7) 公益性・公共性の観点から適当であると町が認めるもの

4 掲載の申込み

掲載を希望する団体等は、掲載希望月の前々月25日（役場が閉庁日の場合は、前開庁日）までに原稿を提出する。提出期限内に提出された場合でも、町の事業等で紙面が埋まる見込みの場合、掲載を次号に見送り又は断ることがある。

5 原稿作成に係る留意点

原稿作成に係る留意点は、次のとおりとする。

- (1) 原稿内容は原則全角14文字×28行以内（タイトル含む）とし、簡潔にまとめること。

- (2) 責任の所在及び問合せ先を記載すること。
- (3) 提出された原稿は、表現を簡潔にする、表記を統一するなど町が編集することがあること。

6 承諾事項

掲載を依頼する団体等に当たっては、次の事柄を承諾するものとする。

- (1) 町民の生活上急を要する情報提供の必要が生じた場合、掲載を決定した原稿であっても、掲載を次号に見送り又は取下げる場合があること。
- (2) 掲載内容に虚偽が判明した場合、掲載対象に当てはまらない団体等であると判明した場合、又は掲載基準に反する掲載内容であると判明した場合は、掲載を決定した原稿であっても、掲載を取下げることがあるとともに、次回以降の掲載を断ることがあること。
- (3) 掲載内容についての責任は、掲載を希望した団体等が負うこと。

附 則

このガイドラインは、令和7年11月1日から施行する。